

審理員となるべき者の一覧

安八町審理員指名手続に関する要領第3条に基づく、安八町長に対する審査請求において審理員（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項に規定する審理手続きを行う者をいう。）となるべき者は、下記の職にある職員とする。

記

審理員となるべき者
企画調整課長の職にある者
福祉課長の職にある者
住民環境課長の職にある者
会計管理者の職にある者
税務課長の職にある者
建設課長の職にある者
産業振興課長の職にある者
議会事務局長の職にある者
生涯学習課長の職にある者
学校教育課長の職にある者
保健センター所長の職にある者